

## 山梨県環境影響評価等技術審議会 議事録

1. 開催日時 平成17年7月8日 14時00分～16時30分
2. 会場 県庁第2南別館301会議室
3. 出席者
  - <出席委員>  
田中収会長、  
石井信行委員、片谷教孝委員、工藤泰子委員、坂本康委員、  
杉山憲子委員、田中章委員、中込司郎委員、福原博篤委員、山下恭博委員
  - <事務局>  
今村幸治 森林環境部技監、  
みどり自然課 矢島孝雄 課長補佐、土橋 史 副主査、深沢 知 技師
  - <事業者及びコンサルタント>  
昭和町都市計画課 田中邦彦課長、長田信夫係長、細田忠司主任  
新都市設計  
山梨県環境化学検査センター  
エコロジカルスタンド
4. 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) あいさつ
  - (3) 山梨県環境影響評価等技術審議会
5. 議題
  - (1) 運営方針について
  - (2) 案件審査(昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価方法書について)
  - (3) その他

## 6 . 議事の概要

### 1 開会

(進行 矢島課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、山梨県環境影響評価条例に基づく、環境影響評価等技術審議会を開会いたします。

### 2 あいさつ

(進行 矢島課長補佐)

議事に先立ち、今村幸治森林環境部技監より、あいさつを申し上げます。

(今村技監) 挨拶要旨

暑い中ご苦勞様でした。

本日は、貴重なお時間を本県の環境影響評価制度のために、ご出席を頂きまして、大変感謝申し上げます。

今回の昭和町常永土地区画整理事業につきましては、本県の環境影響評価手続きの第1号案件として、来月の5日に方法書手続の知事意見を提出することとなっております。

こうした中で、本日皆様の意見を頂く中で知事意見を形成して参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、今回とは直接関係はない部分もございますが、今日おいでになっている中込委員を中心として、本県でもやっと「山梨県レッド・データブック」が仕上がりました。

それぞれご論議頂き、見て頂ければありがたいと思います。

それから、前々回からお願いをしておりますけれど、スクリーニング制度を変えていきたいと考えております。これについては、これまでの懸案でございますアセスの仕組みを考えたいと考えております。

今回は、常永土地区画整理事業でございますが、『北環状の方法書』が昨日仕上がって参りました。事務局では既に3回ほど国土交通省と話をさせて頂いているところで、来週の月曜日の11日から方法書の縦覧に入ることです。

そのため、また極近々に技術審議会を開かせて頂くことになると思いますので、ご一読の上、次回の審議会のときにはご意見を頂きたいと思っております。

ご案内の通り北環状につきましては、反対の意見がかなりございまして、11日から縦覧を開始した時点でかなり反対がおきてくると考えております。そのような関係もありますから、慎重に進めなくてはならないと考えておりますので、また、皆様のご意見をお願いしたいということでもよろしくお願い致します。

本日は時間が、2時からという予定でございましたが、若干時間が押しておりますが、ご審議をよろしくお願い致します。

### 3 議事

(進行 矢島課長補佐)

これから議事に入る事になりますが、最初にこの審議会の委員の定数が条例で定まっておりますが、定足数を満たし会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に移らせていただきます。

本審議会の議長は、条例の定により、会長があたることとなっておりますので、田中収会長には会長席にお移り頂き、議事進行をよろしく申し上げます。

(田中収会長挨拶)

本日は、昭和町常永土地区画整理事業にかかる方法書の知事意見を検討してゆく事になります。これにつきましては、昨年度3月28日に事業者である昭和町に意見を聞く中で、これまで皆様にご検討を頂いたところです。

現地を見て頂いて、あらためてお気づきになった点もあろうと思います。

これから、8月初めに事業者に回答する事となっている知事意見を具体的にまとめてゆく事になる訳ですが、今回の知事意見は、本県の条例施行後最初の意見となりますので、今後の知事意見の方向性を大きく左右するものと言えます。委員の皆様には、それぞれの専門分野にこだわらず、十分ご議論いただきたいと思います。

これから議事に入らせて頂きます。本日は、3号議案まで予定されております。

#### 議題1 運営方針について

(田中収会長)

最初に、本日の案件に入る前に、運営方針についてご審議をして頂きたいことがございますのでよろしくお願いいたします。

今まで、案件審査を行う際は事業者に退出して頂き非公開で審査を行ってきた訳ですが、制度の趣旨である公平性透明性を考えた場合、審議そのものについても広く公開する事が今後必要となると考えます。

こうした事から本審議会におきまして、今後どのような方向とすべきか、先ず検討をお願いしたいと思います。

審議会の公開問題ですが、これにつきましては、事務局から何か提案はございますか。

事務局(矢島課長補佐)：まず、原則として会議の場は公開とし、議事録についても発言者名を付して公開する。あくまで原則ですが、そのような方針でぜひお願いしたいと考えています。

その理由は、まさに会長が先ほどおっしゃった様に、審議の公平性透明性を担保したいという事です。

かつて審議会は、行政の都合のいい様に密室で議論されて答えを出したと批判されたこともございました。こうした事から、山梨県では要項を定め付属機関の運営については全庁的なルールを作っております。

この審議会もそのルールに当てはまる審議会でございます。

要項によりますと、会議の公開については、付属機関の会議は原則として公開とし、非公開とするときはその根拠を明らかにしなければならないと定められております。

また、会議録の公開につきましても、その公表によって個人の権利を害する、あるいはそれによって公正さが損なわれるといった例外的な場合を除いては、全部県民に公表しましょうという事になっております。

したがって、原則公開とし、この審議会の案件は非常に微妙な問題もあると思います。個別の審議にあたり、審議の公正さが損なわれる恐れがあると言う判断をして頂いて、委員の皆様がここは伏せるべきだと判断をした場合には、非公開でも良いと思いますが、それ以外は原則として公開していくという方向でご検討頂ければと思います。以上です。

(田中収会長)

今、事務局から方向性について話がありましたが、審議会の公開についてご意見はございますか。

田中章委員：傍聴については、自由にできるのですか。

事務局（矢島課長補佐）：会議を公開するという事は、審議会の会場に入って審議のやり取りを聞きたいといった場合、同席を認めるという事になります。

(田中収会長)

他にございますか。反対の意見はございませんでしょうか。

～発言なし～

それでは、会議は原則として、そういう言う形で進めていくという事でご異議ございませんでしょうか。

～発言なし～

よろしくをお願いします。

それでは、議事録についてはいかがでしょうか。

皆様がおっしゃった事がそのまま外に出ますから、今度はきっと担当の方が、直接皆様のところへお聞きする場合もあるかもしれません。もし、それで良ければよろしくをお願いします。

田中章委員：それは発言者の氏名を付けるという事ですね。要するに今のこれ（前回議事録）と全く同じものを外に出すという事ですね。

事務局（矢島課長補佐）：原則として発言した方の名前を付けて議事録を公開したいと考えています。

田中章委員：付ける訳ですね。その方が良いと思います。どの人が何を言ったかわからないと議事録も分からないですからね。

(田中収会長)

では、今のような形で運営については、そういう方向で原則としてよろしいでしょうか。

～発言なし～

別に反対もないようですから、そういう事をお願いします。これは、流れですから皆様ご協力をお願いします。

## 議題2 案件審査(昭和町常永土地区画整理事業環境影響評価方法書)

(田中収会長)

それでは今日の一番の案件審査になりますが、その案件に入らせて頂きます。本件につきましては、昨年度の3月28日に事業者の説明を受け、また、先ほど実際に現地を見て頂きました。

これから知事意見の形成に向けた検討にはいるわけですが、最初に事業者が追加して説明する事はございますか。

～追加説明なし～

無いという事でよろしいですね。ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。

最初に事業者の確認をしておく事がございましたらお願いします。皆様から資料を見たり現地を見たりした中で確認しておきたい事がありましたらお願いします。

杉山委員：提出された回答書を見ると、今までは土を搬出するという事になっていましたが、それを場内で盛土として使用することになっているが、これにより土量の数量がどのくらいになるか。また、土壌の処理はどのように行うのか。それに伴い土壌搬出に伴うダンプの数量がどの様になるのか。

事業者(新都市設計)：現地の表面は、農地的土地利用に適した耕作土であり、土地利用が宅地的土地利用に変化したときには使用できないという事で、当初、柔らかい土は場外搬出する計画だった。

しかし、土地所有者・役員と調整を行った結果、非常に優れた耕作土である事から、地区内で使用してゆく事とした。公園、築山あるいは街路樹の部分、あるいは土地所有者からは宅地にする傾向は強いものの、その一画に耕作ができる土地を残しておきたいという要望があった。

これについては、すぐ近くで行われている医大南部の土地区画整理事業約49.4haですで行われており、こちらについても耕作土については地権者等の要望により、実際には土地の搬出は起らなかったことから、常永地区も同様の事業計画に変更させて頂きたい。

また、ダンプトラックの量については、搬出する量減ります。これにより場外から搬入する部分についても搬出と相殺されることからかなりの部分が

減少することになります。

台数については、現在試算中であり、今日現在の報告はできないのですが台数が確定したところで報告させて頂きたいと考えています。

(田中収会長)

何か他に、事業者を確認だけしておきたいところはありませんか。もし途中で確認したいところがあれば意見を出しても良いと思います。

それでは検討を進めたいと思います。

事務局から、前回の審議会の意見を基に知事意見の視点(骨子)が提出されていますので、これについても参考にしながら検討を進めたいと思いますので、事務局でまとめたものの説明をお願いします。

<事務局案の説明>

事務局(土橋副主査)：では、事務局の方から意見をまとめるにあたり、このような視点から意見を取りまとめたいと考えています。

資料：知事意見の視点\_審議会提出資料により説明

石井委員：資料庁内調整会議幹事会会議資料について説明をお願いします。今回の意見の案については、必ずしも反映されていないように思うがどうか。

事務局(土橋副主査)：環境影響評価等庁内調整会議幹事会会議録とそれにより寄せられた意見についてご説明します。

庁内調整会議については、知事意見をまとめるにあたり、庁内の全体的なバランスをとるための話し合いの場となっています。この中に担当者レベルの幹事会が設置されています。

6月27日に幹事会を開催し、各担当からそれぞれ意見を聞くとともに、環境影響評価制度についての説明を行いました。この会議録に記載されている意見については、今後調整をする中で知事意見に盛り込んでゆくことになります。現段階は会議録がまとまったので今回の検討資料として提出させて頂いております。

概略としては、アセスの手続きの説明、昭和町及びコンサルによる事業説明を受け、その後意見交換を行いました。その中で、まだ環境アセスメントという視点ではなく、それぞれの事業としてこうした問題があるといった意見が主に出されました。これらの意見については、環境に直接係る部分なのかどうかについて今後検討して行く必要があると思います。

例えば、

耕地課(農振等を所管)からは、

調査対象となっている東花輪川、清川については、下流で用水として利用

している事から、調査内容についてもこれらを考慮したものとしてほしい。

事業者への意見として、下流で用水として利用している事から、調整池によらない洪水調整機能についても検討してほしいとの意見がありました。

これについて事業者から、今のところ調整池による方法以外では対応できないという回答を得ています。

土木総務課からは

騒音振動及び大気汚染の測定については同じ時期に行う必要はないのかといった質問もありました。

文化財については、

当該地域には埋蔵文化財が数カ所存在するので、開発を行う前には十分調整を行うこと。等の意見がありました。

商工振興金融課からは

開発を行う場合には、これ以外の調査（大規模店舗立地法に係る環境調査）が必要になるので、こうした部分についても環境影響評価の中で盛り込めるようであれば、取り込んで頂きたいといった意見がありました。

都市計画課からは、

今後準備書手続きを行っていくにあたり、手続きは都市計画決定手続きと合わせて件が行う事となる事から、十分調整を取るようにとの指摘もありました。

都市計画決定賢者との調整は、現在最終調整の段階にあると聞いておりますが、今のところ環境影響評価の意見に書くような意見はありませんでした。

その他、会議記録の後ろに関係課からの意見を添付しましたが、これらについては、知事意見に直接するべきものと、知事意見とは別の形で事業者にインフォメーションを出す部分とに分ける必要があると考えていますので、これらについては、現時点では反映されていない形で今回の知事意見（案）は組み立てられています。

（田中会長）

これは、前回（3月28日）おっしゃった意見の中のもので、今回の意見に反映していないものがありましたら、意見を出して頂きたいと思いますが、何かございますか。

福原委員：前回欠席しておりまして恐縮ではありますが、本日は午前から午後にかけて現地を回らせて頂きまして、最初にイメージしていた事と異なり、もっと検討した方が良いのではないかと言う点が、何点かありましたのでざっくりばらんに申し上げておきたいと思います。

先ず、他の委員とも話しをしたのですが、上河東熊野神社については、前回の委員会の時には、樹木等はきちんと保全すべきだと言う事でしたが、私が行って驚いたのは、イメージしていた神社の植生と全く異なり、あとから

人がとりあえずヒノキのようなものを一斉に植えたという感じで、もし、補完するとすればうまく間伐をしながら、元々あったであろう、いろいろな種類の樹木等を間に植え込む等して、もっと神社らしい植生とすべきではないだろうかと感じました。

次に、桜並木については、あれだけ立派な桜の木があるのと川と言いますか土手と言いますか、コンクリートの擁壁が非常に違和感を感じている訳ですね、そして、フェンスがしてあるのですが、近くにいくと近付き難いようなバリアーを感じます。

やはり、ああした場所は、これから先の事を考えると新しくこの地域を改良していくところとはほんの少し距離はありますが、田園の部分バッファゾーン等にしながら、非常にきれいな水であり、中では水生植物が育ちつつあるような景観ですので、現在のような閉鎖型の空間にするのではなく、親水的な空間に置き換える事によって、全体のバランスがとれるのではないかと思った訳です。

また、かわいそうなくらいに思った事は、桜の木が非常に元気よく生育しているのに対しコンクリートの擁壁と舗装により地面のところで首を絞めているかのようになっている事に違和感を感じました。

それからもう一つ、俗にいう信玄堤の部分については、歴史的な遺跡としてきちっとすべきだと思うが、その中で将来は車を閉鎖してしまうという事でしたが、こうした中で歩行者の空間であるとか、自転車等のサイクリンロード等のような今の時代にあった作りにして行くべきである。そして、中の事としては最後になります、皆様が懸念しているように計画されている大型の商業ゾーンというものがどうなっていくのだろうか大変懸念をしております。

この場所は、よく考えて行きますと、国母交差点のところの大ショッピングセンターであるとか、もう一箇所（計画地の）反対側のショッピングセンターの間に挟まれるような形となる地域で、ここに大型のショッピングセンターを誘致するというお考えのようですが、前回の委員会のときもどなたかが述べていましたが、大規模小売店立地法の網がかぶる事になります。ところが、山梨の場合は少しちがっていると理解しているところですが、ショッピングセンターを設置する際の大規模店舗立地法というのは、あくまでも書類と提出した時の筋妻が会うようにして行うアセスの部分が実際の問題として強いと思いますし、出来上がった後に、書類を出した時と同じようにきちっと合っているかという事は、全国どこを見ても全く行われていないのに等しい訳です。

山梨の場合は、傾向としては後のフォローアップもしていく事は一般的な考え方としては持っているという事でしたが、これは、大規模アセスの一つとして行われる場合は、絶対にきちっと行われるべきであるし、それが当初の予測が間違っていないという事を考えるべきだと思う。それは、全ての事



で騒音や交通渋滞であるとか、いろいろな設備の配置であるとか、ましてや高さであるとか色・光であるとか全てだと思ふ訳です。

ただ、ここで一つ懸念しますのは、全国的な傾向でもあるので、皆様に真剣に考えるべきだと思います。それは、大規模小売店というのは、その地主から何十年かの契約でそのショッピングセンターのエリアを借りるケースが多い訳ですが、ビジネスとしてその出店者がでた場合には、そこがビジネスとして成り立たないという事になった場合には、そこに相当のチャージ(20年30年分の契約金)を払ってでも、そこに出店を取りやめる、営業を停止するということが至る所で起っています。

こうしたことが決して起ってほしくないから、申し上げている訳ですが、やはりこういう部分についてアセスの対象としてきちんと行うときには、そういったショッピングセンターという部分が将来きちっと活用されるような担保を取っておかないと一歩間違えると、それが、空洞化する要因となりかねない事がある訳ですから、その事にも十分配慮した形で行われるべきではないかと考える訳です。

長くなりましたが、以上です。

(田中収会長)

何か他にございませんか。今の事に関連してもいいですし、新しい事でも良いと思いますが、自由に意見を出してください。

そして、それらをまとめて反映しながら、意見をまとめたいと思います。

田中章委員：大木の話は前回 - 14の所の表 - 2 - 3 . 3に「地区内の神社や大木は貴重な自然地でもあり、その保全に努める」と書いてあるのですが、大木の分布が分からないので、それをちゃんと調査すべきではないかという事をふまえられて、県の意見(案)があると思うのですが、ここでは神社に付随する緑地だけで、大木の話はなくて、別に大木は神社の大木のみではなくてこの開発地域全体の中での大木という意味である事から、無ければ無いで良いのですが、あるかないかを確実に分布図等を作るという事です。という事を意見書の中に反映するようお願いします。

それと、交通渋滞の緩和の話ですが、県の(案)に「交通渋滞の緩和の検討」となっている訳ですが、これは緩和で良いのでしょうか。交通渋滞の防止ではなく、緩和で良いのでしょうか。今現在交通渋滞は無い訳ですから、緩和ではなく防止とした方が良いと思います。

少し戻りますが、議事録の話になりますが、事業者とか、事務局とかですが、その辺りの名前がでてこないのでしょうか、例えばコンサルタントとかありますが、そういう部分ももう少し明確にならないのでしょうか。

(田中収会長)

それでは、事務局答えてください。

事務局(土橋副主査)：田中委員からのご意見にお答えします。

まず、大木等の調査の部分については、知事意見(案)の中に付け加えさせて頂きます。また、確かに渋滞を緩和するというのは、無いところに緩和する事はおかしいので修正いたします。

次に議事録につきましては、現在はその部分は分かりにくくなっていますが、これについては、今回の議事録からは、分けるような形で整理させて頂きます。

(田中収会長)

次どうぞ

山下委員：私も前回欠席していましたので、十分理解していない点もあるかと思いますが、この計画は、アセス後すぐ実施を伴う方向の計画がでています。

平成18年度には、商業系地区と黄色の住居系のところは施工年次計画に出ている訳ですが、それにしても、この方法書において、道路の渋滞を含め交通量の予測、年度毎の計画が全くそろっていないのではないのかという気がします。

いわゆるアセスメントと都市計画法で定められた関連、さらに建築基準法との関連により建設されるもの、さらに大規模店舗立地法の規制を受けるものが、区別がつかなくなっているような気がしてなりません。

もう一つ、土砂について内部で土地改良するということでしたが、もう少し具体的にはどういう方法で改良するのかという事をご説明頂きたい気がします。

そして、調整池が平成24年度に計画されているが、事業の一番最後になっているのですが、それでよろしいのか。その間に宅地造成されていく中においては、もし、そういうときに台風等の災害が発生した場合対処できるのかという事です。

(田中収会長)

関連事項でも良いですし、新しい事でも結構です。先生方、気が付いたことがありましたら、どんどん出して頂きたいと思います。

委員(発言者不明)：事業者から回答をもらってはどうか。

(田中収会長)

それでは、事業者が聞きたいと思います。

事業者（新都市設計 氏）：お答えしてよろしいでしょうか、新都市設計\_\_\_\_です。

まず、施工年次計画について、平成24年のところで調整池の部分に色がついていますが、これは上物部分、いわゆる地上から上の公園部分の工事を完成させたいという意味です。18年の中にも同じ色が塗られておりますが、ここにも街区公園があります。19年の中にもオレンジ色がありこれは、地下や荒造成はかなり早い段階で整備をさせて頂き、最終年度に公園の整備をさせて頂くという計画でご理解を頂きたい。

そして、現在農地として利用している耕作土があります、明確な数字では表面から15～20cmが耕作土となっております。それ以深は全て砂礫土です。現地では15cm以下の表土をめくるのですが、機械で、てん圧しながら踏み固める部分もあるが、それを一筆一筆、地権者の立ち会いあるいは了解を得る中で表土を集めさせて頂き、それを1箇所に集中します。特に道路計画のない街区に集中させて頂きます。地権者が360名1,600筆あります。スーパー街区の中に賃貸を希望する方以外の土地は元々の土地所有者に返されます。場所が変わります。もちろん高さもかわります。その中で、今まで農業をしていた方が砂利や耕作ができない土地ばかりでは困るという意見が大多数であり、集めた表土を一筆毎、あるいは360人の皆様方の返す土地へ、耕作土として分配したいという予定です。ですから、集めた土に対して返していく土地の量が限定される事になり、全員に返せるかどうか計算をしている最中です。今の段階では、だいたいバランスしていそうな感じですが。さらに、集めた表土があるが、まだ田んぼを行い対という方もいらっしゃいます。そうした方には、耕作土を30cmで水田に返す予定です。

そのため、現在は方法書を作成した時よりも、現実的に個々の地権者の土地の分配と位置、場所関係が明確になってきている中で水田利用者の方に集めた柔らかい土地を返すという事で、だいたいバランスが取れている状況です。

もう一点、現在の土地所有者の土地の中に高木があります。これについては、区画整理事業において、特に土地所有者の権利は揺るがせないものがござります。いわゆる大きな木についても土地所有者の権利によって、切り倒してしまうとか、あるいは、根回しや養生をして大きな大木を移動して頂くとかという方法も考えられるのですが、今回特に大きな高木がある民地については、土地が100㎡も200㎡も移動します。なおかつスーパー街区の方に土地を賃貸するというような希望者もいらっしゃいまして、その点についても、現在、最終的な確定作業を行っていますが、なんとか民地にできるだけ残して頂けるように我々も協力するつもりではいるのですが、いかんせん土地所有者の権利関係が強すぎるので、その辺りのバランスを取りたいと考えております。

そして、その土地所有者の大木を公園なり、公共施設内に移動しても良いという事であれば、そうした形で維持できるのではないかと考えています。

内容的には以上です。

(田中収会長)

どうもありがとうございます。今の質問の答えはこれで良いでしょうか。

中込委員 : 今、特に木とか耕作土の事について、ご説明がりましたが、私は聞いていて、本当にできるのかと思いました。

耕作土は畑等で使う場合は「そこに返します」という事で良いと思います。水田に使う場合は、30cm返したからといってそれで良いという訳ではありません。水田に使う耕作土の層は一つの層ではありません。詳しくは農務部の方に聞いて頂ければ分かると思いますが、下に水が漏らない層を作らなくてはならない、昔は、水田に水を張り1年間足で踏んで固める”床練り”という事をしました。今は水を張った後ブルドーザーで一気に行くようですが、これまでの地盤整備の中でおこなわれたものについても、一年目は水が漏れてしまって使えないという事があります。何百町歩という広いところでは、全て農地であり、「一年くらい我慢して」という事もありますが、今回のように、3枚、とか5枚とか面積にして3反とか5反とかでは、使えなくなると言う事は問題になると思います。ですから、こうした部分については、昔のように水が漏らないような構造とし、あぜも作らなくてはならないと思います。そうした事から、普通の区画整理で四角にしたら良い、という事では通らないと考えて進めて頂きたい。今の説明では簡単にできるような印象を受けました。

もう一つ、木の移植・伐採とかありますが、移動させるとなると、樹高が10m以上、直径が20~30cmもあるものは普通ですと、養生したとしても移植は不可能課だと思います。特に広葉樹ならともかく、針葉樹であれば現実には難しいものですから、簡単に移動させますといった事を、こういうもの(方法書等の資料)には基本的には書かない方が良いのではないのでしょうか。

現実的にできるものではないです。移動させたとしても枯れてしまったりは何にもならないですから。そこで活着して伸びで初めてできる事ですから、こうした事については、樹木医や専門家に相談をする中で行ってほしいと思います。

ですので、簡単に書いてしまうと、事業者の皆様が困る事になると思います。

特に、生き物の場合は、それらがどのように生きているのかを見定めた上で検討して頂きたいと思います。

それ以外にもありますが、またあとで話したいと思います。

基本的にはそうした事をきちんと考えて頂きたいということです。

(田中収会長)  
次どうぞ

石井委員 : 既に数名の方からの意見の追加になりますが、県にお聞きしますが、今回計画されている都市計画道路というのは、だいぶ前に計画され、ネットワークを考えながら作られていく訳ですが、あまり見直しがされていないで作られているように思います。

今回の場合、この場所でこの規模の開発をするという事は、当初のネットワークを考える際に織り込み済みで交通量等を算定されたのか、もし、そうでなければ、ここが新たに開発される事によりネットワークの考え方を変えなくてはならなくなるが、その辺りの検討はどうなっているのか。

もう一つ、これも県にお聞きする事になりますが、区画整理事業が行われているところで商業系の立地をその地域地域で行われているのですが、県全体として、中心市街地の活性化という事についてずいぶん力を入れ、補助金をつけたりしている訳ですが、そういった点から、この地域に商業系施設ができた時のそうした地域へのマイナス効果はどうかという検討はどうされるのかという事をお聞きしたいと思います。

(田中収会長)  
それでは、県の方で回答をお願いします。

事務局(今村技監) : 都市計画道路の話が第1点ですが、この話については都市計画道路という位置付けまで入っているかと言う点については、土木部と確認をしなければ分かりません。

おそらく、都市計画道路という言い方をしていますが、今回の事業の中で出てくる道路という位置づけになるという話であって、それが、山梨環状線のような話とリンクしているとは思っておりません。

単に、道路と道路を結ぶための広い道路という程度と考えています。

石井委員 : 環状線という大きなものではなく、もっと小さなネットワークにも位置づけられていないですか。

事務局(今村技監) : それについては、土木部に確認しなければ分かりません。

もう一点の大型店舗の話ですが、商工労働部でもそこまでは考えていないと思います。おそらく単発的な話の中であり、昭和町の土地区画整理事業の中で、単発的にここを商業地域にしたいという話であり、例えば、空洞化の問題を解消するためというような高度な判断の基に行われたものではなく、土地区画整理事業の中でこの場所を商業系地域にしましょうといったものだと思います。

石井委員：それは、そのままで良いのですか？アセスの話をしている時に、そういう話が全然出て来なくて良いのですかということです。

事務局（今村技監）：それについては、前々から田中（章）委員からも指摘されているのですが、その部分はアセスを事業アセスにするのか、計画アセスにするのかという部分に入ってきてしまう訳ですが、今の石井委員の話は、計画アセス的な考えの中でないと無理です。本県だけでなく他県もそこまでアセスが熟知されていないので、あくまでも事業アセスという位置付けしかないという状況で進めています。

冒頭あいさつで申し上げたように、今後アセス制度をスクリーニングをかえて行く事を考えて行ったときに、計画アセスのようなものになってくれば、今おっしゃられたような話が出てくるのではないかと考えております。

中込委員：こういう厳しい時代になってくると、昔のような点的な話だけで、造ったあとどうなるのかという事になると、ある程度の方向や目安のようなものを用意しておかないと結局は実施したが、その部分だけ抜け落ちてしまうようなことになりかねないと思います。ですから、今の経済状態も考えた上でこういうものも計画して行かなければと思います。

私も実は以前は末端行政で実務をしていましたが、最初にくるのはやはりその部分でした。計画を立てるのは簡単なのですが、実際にできるのかを考えたとき、今までの行政では、たいてい「大丈夫だろう？」という事になるのです。

ですから、その部分については、あまり大きなクエッションを付けないで、小さなもので通れるような方法の方が良いのではと、福原委員の話聞きながら、昔の実務を思い出して感じましたのでその辺りを考えて頂きたいと思います。

（田中収会長）

都市計画の道路については昭和町の方に少し説明をお願いします。

事業者（新都市設計）：A3の二つ折りの資料を見て頂きたいのですが、本日現地で渡させていただいた資料です。

昭和町は上位計画である国土利用計画を平成12年に策定しました。そして昭和町の市町村計画であるマスタープランも12年に作られました。

もう一点、農振整備計画を昭和町のエリアの中で策定しました。

当然上位計画として国土利用計画が、あるいは総合計画が上位であるという事に即して都市計画マスタープランが作られました。そして非常に長い時間をかけてマスタープランの中で都市計画道路の議論が行われました。

過去、昭和46、47年に市街化区域の線引きがあった当時から、計画決定された山梨県の都市計画道路があった訳ですが、石井委員がおっしゃるように長期間手付かずで計画変更もないという事で、その上位である山梨県の都市計画道路を含めて、あくまでも計画ではあるが、約2年間かけて都市計画マスタープランが策定出来ました。

昭和町の基本として、絶対的に1Km四方を軸として考えて行きたい。その次に補助幹線道路として500m間隔で昭和町の中に、いわゆる都市的な土地利用ができるような道路の配置をしたいという事で、手元の資料をめぐって頂いて、左の上の方にある黄色く色が塗られた区域が市街化区域、そしてグリーンに塗られたところが法律的に規制のある農振農用地、白い部分が市街化調整区域の中の比較的宅地利用の行われている白地になっています。

そして農地の中も含めて、将来的に30年間を見据えて、このような道路計画が作られました。その一部がこちらに登場しております。

特に常永地区についてはピンクで塗られたところが83haという事で、塗られており500m間隔で東西線南北線という事で新環状道路の管理者との協議は別にして、昭和町としては田富町を通過して、環状道路に直結をさせたいという計画となっています。

そうした中で、道路計画が固まってきました。

特に区画整理事業の中では、次の補助幹線があり250m間隔で12m道路あるいは9m道路を配置したという図面が、見開いて右上の図面であり、小学校あるいはショッピングセンターそれから、神社仏閣あるいは街区公園間を歩道でネットワーク出歩けるような形で、道路に歩道を付ける、非常に公共整備状況の高い計画であるが、歩道をたくさん付けた事により、これまでの昭和町の土地区画整理の中で最も大きな減部が発生しています。

平均38%の負担を求めており、最大で60%に達するというものです。こうした事から、すばらしい道路計画が立案出来たと考えています。

そして、左下の図面に大型商業街区があります、これについても山梨県の都市計画課と、いろいろな話し合いをさせて頂きまして、基本的には現在昭和町のエリアの中だけの話ですが、昭和町の人口に対して店舗面積が4.2m<sup>2</sup>/人になっております。甲府市が1.0に近い数字になっております。現在82.3haを市街化にしていきたいという事で、この区域の中で必要な面積を算出していく中で現在の面積になっているとご理解頂きたい。

では、面整備をしたところで、人口がすぐ張り付くかという事については、長い歳月をかけてこちらに最大で4,000人近い人口が張り付くという計画になっております。

数値的な状況としてはこのような形で、都市計画のプランとして提案しております。

こうした背景を受、小さいのですが資料の上の方に用途の案がございます。道路計画あるいは土地利用計画をふまえて、黒い破線の丸があるのですが、

約83h aの中で商業系あるいは沿道サービス系、低層住居系、さらに低層でない中高層と言う形で住居系を主体に用途の素案が現在、都市計画決定権者との協議（事前調整）がだいたい終了しているという段階で、決定されたものではない事を申し添えておきます。

内容的には以上です。

（田中収会長）

どうもご苦労様でした。

坂本委員：話が長くて要点がつかめなかったのですが、皆さんが聞きたかったのは、交通について県の方と整合性が取られ了解が得られたものですかという事です。交通量について、道路について。

それだけ簡単に答えてください。

事業者（新都市設計）：交通量については、昭和バイパスと、県道と、田富敷島線がございましてこれの交通量調査があります。

そして、新たに都市計画道路は2路線計画していきまして、ルールどおり右折車の数・割合という事で、それぞれの計画交通の計画がなされておりまして、状況としては以上です。

坂本委員：昭和町の計画は分かりましたが、県の了解はどうなっているのですか。

事業者（新都市設計）：県の方は了解をしているという事ではございません。報告をしているという事です。

坂本委員：では、準備書が出てきた段階で報告するという事ですか。

事業者（新都市設計）：交通量の数字は出ています。

（田中収会長）

それでは、予定時間の4時になりました。皆様には50分くらい意見を述べて頂いた訳ですが、一応方法書に対する知事意見として、どうしてもこういうものは入れて頂きたいというものがあれば、先ず、皆様に出して頂きたいと思います。

坂本委員：庁内調整会議幹事会において耕地課から水の話が出て、治水からも水の話が出ています。調整池についてはしっかりとした計画とすること等、水の話が出ていたのですが、この知事意見においてはそれらが反映されていないのは、意見書（案）まだ反映されていないという事でしょうか。

事務局（今村技監）：資料（幹事会議事録）を見て頂きたいのですが、2.1の耕地課の質問に対して、事業者は「調整池による方法以外の対応は考えられない、調整池によらない方法では、ポンプ上による強制排水が考えられるが難しい」



と回答しています。

坂本委員 : ということは、意見書には書かれていないが、今後の土木等との調整の中で話し合われるという事でしょうか。

事務局(今村技監) : それは考え方です。庁内においてこうした話題が出ており、委員からも、耕地課の意見はもっともであり、知事意見に入れるべきだという意見があった場合は当然、知事意見に書かせて頂きます。その部分については、委員の考えにお任せします。

(田中収会長)

次、お願いします。

工藤委員 : 前回の大気汚染の件について回答をいただきましたが、「沿道の拡散実験によると。沿道においての安定度の拡散幅への影響については小さい」と書かれていますが、沿道といっても、その構造にはいろいろあり、周りをビルに囲まれている、防音壁に囲まれているといったいろいろな沿道環境があると思います。

ただ、ここ(計画地)の場合は、周囲がわりと解放されている事から、ここでそう言うってしまうのは、私自身は当てはまらないと考えます。

冬の気温の低下の度合いから見ましても、冷却がかなり著しいので、冬期の風が弱いときの安定度というのは、かなり逆転が強くなるのではないかと想定される訳で、ここで、大気安定度を考慮しないというのは適切ではないと思いますので、この点については再度ご一考願いたいです。

片谷委員 : 私も、今の意見に付け加えさせていただきますが、道路環境研究所の報告が書かれていますが、これは道路の非常に近傍の話なんですね。

今回の予測対象は、地域全体でありエリアとしては結構広いわけで、このくらいになると大気安定の仮定がないというのは、おそらく当てはまらないと思います。

通常のプルーム・パフで行うのも結構だが、非常に安定なときに濃度が高くなるという事は、甲府では明らかにありまして、他の観測局周辺の交通量と濃度の相関を見ますと、交通量に対して濃度が全般的に高くなっているというのが、山梨県内のほとんどの観測局で出ています。

ですから、通常の予測式だけで行うと予測値が過小評価になる可能性は非常に高いという事です。ですから、何らかの形で冬期の特に安定の状況を考慮できるような予測の手法を導入して頂きたい。

(田中収会長)

事務局はそれを考慮しておいてください。

このあとは、これはどうしても入れておくというものがあれば、事務局に直接「こういう問題が考えられた」という意見を出して頂いて、最終的な意見の確認については、意見が出来上がった時点で皆様にご確認して頂くという事として、もし気が付いた事があれば事務局に連絡して頂くという事でよろしいでしょうか。

事務局(今村技監)：今議長がおっしゃったように、私どもからお願いですが、メールでもファックスでも結構ですので、「こういう意見を入れること」と言う部分があれば、意見をください。

そうした中で事務局として皆様の意見をまとめさせて頂いて、再度皆様にフィードバックさせて頂く中で、字句の修正を含め8月5日までに意見を述べたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ご意見は、7月22日までによろしく願いいたします。

(田中収会長)

それでは、気が付いた事がありましたら22日までに事務局に連絡をしてください。

福原委員：私は来週早々から、出張してしまうものですから、今のうちに言っておきますが、全体の話から、この昭和町の町づくり・マスタープランをベースにしながら、ほとんどの部分が組み立てられているという事でしたが、山梨の場合国母の交差点のときにも申し上げましたが、往々にして町づくりは、プランとしては良いが、「自分たちが歳をとってからの使い勝手という視点から、あまり考えていないのではないか」というケースがあります。

もちろん、昭和町の場合はそう言う人口の動態だけではなく、平均年齢やその時のものの考え方がどうなっているかを推定しながら進められているんだらうと思いたいです。

今のような元気さ、人口構成でやっていくと、道路のネットワークだけでなく形状も全く変わってくるのでその点についても考えに入れて頂きたいと思います。

(田中収会長)

それでは、ちょうど1時間皆様から意見を頂きましたが、皆様22日までにまだ、意見がありましたら、土橋(事務局)のほうに連絡して頂き、加筆修正を加えながら、知事意見を作成して頂き、それを先生方に確認して頂くという手順を踏みたいと思いますので、お願いいたします。

この議題については、以上で終了させて頂きます。

### 議題3 その他

(田中収会長)

3号議案としてその他がありますが、皆様何かありますでしょうか。

～なし～

なければ、事務局の方からお願いします。

事務局(土橋副主査)：事務局からは、先ほどお話がありました、新山梨環状線北部区間の手続きが来週11日から始まります。

これについては、今回のように縦覧期間中若しくはそのあとに、事業者から説明を聞く中で最初の意見交換会を開催し、その後、今回のような知事意見の検討会と進めて行きたいと考えております。時期としては、8月の中下旬を予定しています。

もう一点ですが、山梨県のレッド・データブックができましたので後ほどお渡しいたします。

(田中収会長)

北部環状道路の問題は、難しい問題になるかとは思いますが、委員の皆様にはあらかじめ目を通しておいて頂いて、できるだけ効率的に進めたいと思います。

どうぞご協力ください。

それでは、皆様今朝から大変ご苦労様でした。非常に充実した会議になったと思います。

石井委員：冒頭で、田中委員から、議事録に名前を載せて行くという事で進めてきたのですが、今回の審議会に対して答えて頂いているのが、\_\_\_さん(新都市設計)という事で分かりやすく良いのですが、事業者というのは一切出てきません。こういう事は良いのでしょうか。事業者の方から説明がない事に違和感があります。

この形で、北部を行う時も、コンサルタントが同席している時はコンサルタントの方がずっと答えていくと言う形がかまわないという事ですか。

事務局(今村技監)：アセスの場合は、事業者がいなくてコンサルタント会社だけが来て、コンサルタント会社だけが答えるという事は認められません。これは絶対困る。

当然の事ながら、事業者がいてコンサルタント会社が答えるという事は、そのコンサルタント会社が答えた事は、当然の事ながら事業者が答えたものと見なします。

そこでは事業者が全面委任をしている訳ですから、事業者とイコールであるという理解でいます。

ですから、議事録として出す場合も、冒頭田中委員もおっしゃいましたが、

コンサルタント会社と表現するが事業者と表現するかは少し考えなくてはならないと思います。

委員の皆様の場合、福原委員、石井委員のように名前を出すのに、事業者、コンサルタント会社としか記載しないのもどうかと思います。また事務局についても同様ですが、今日は最初の提案ですので、次回までに、事務局で、こちらにある他の委員会の議事録を見させて頂いて、事務局案を提示させて頂きたいと思います。

(田中収会長)

今の問題について他に意見はありますか

坂本委員 : 今、会長がおっしゃられた事務局へのメール等も記事録に記載されることになるのでしょうか。

矢島課長補佐 : あくまで、この審議会の場でお話しになった事を書くというのが議事録だと思います。

(田中収会長)

では、今の問題もいろいろあるでしょうから、次の時までには検討して頂いて、委員の皆様の最終的な了解を得て頂いてスタートしましょう。それではそう言う事でよろしくお願ひします。

矢島課長補佐 : 承知いたしました整理いたします。

(田中収会長)

ありがとうございました、これで本日の議題の方は全て終わらせて頂きます。

矢島課長補佐 : それでは一日、本当にありがとうございました。

頂いた貴重な意見は、知事意見(案)に活かさせて頂きたいと思います。

今日は本当にありがとうございました。

お疲れ様でした。以上で閉会します。 <<終了>>